



市 章

# 大津市公報

平 成 30 年 6 月 15 日  
号 外 ( 第 41 号 )

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### 規 則

- 48 大津市職員任用規則の一部を改正する規則..... 1
- 49 大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則..... 1
- 50 大津市旅館業法施行細則の一部を改正する規則..... 1

## 規 則

大津市職員任用規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年6月15日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第48号

大津市職員任用規則の一部を改正する規則

大津市職員任用規則(平成6年規則第39号)の一部を次のように改正する。

第20条中「実施日」の次に「(以下「実施日」という。)」を加え、同条第5号中「、育児休業」の次に「(その期間の末日が実施日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日であるものに限る。)」を加え、同条第6号中「承認」の次に「(当該承認に係る期間の末日が実施日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日であるものに限る。)」を加える。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

-----

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年6月15日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第49号

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則(平成21年規則第91号)の一部を次のように改正する。

第10条中第71号を第73号とし、第38号から第70号までを2号ずつ繰り下げ、第37号の次に次の2号を加える。

(38) 法第72条の5第1項の規定による措置命令に関すること。

(39) 法第72条の5第2項の規定による措置の要請に関すること。

第13条第8号中「平成21年規則第33号」を「平成21年規則第34号」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

-----

大津市旅館業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年6月15日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第50号

大津市旅館業法施行細則の一部を改正する規則

大津市旅館業法施行細則(平成21年規則第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項に次の1号を加える。

法人にあっては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

様式第 1 号中 「 ホテル営業 旅館営業  
簡易宿所営業 下宿営業 」 を

「 旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業 」 に、

「 旅館業法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を  
終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過  
していない者

旅館業営業の許可を取り消され、取消しの日から起算して 3 年を経過  
していない者

法人の場合であって役員に上記に該当する者があるもの 」

「 有 (旅館業法第 3 条第 2 項第 号該当)

参考

旅館業法第 3 条第 2 項 (抜粋)

成年被後見人又は被保佐人

破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基  
づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、  
又は執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過し  
ていない者

第 8 条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算し  
て 3 年を経過していない者

に改め、同様式注第 2 項に次の

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法  
律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定す  
る暴力団員でなくなった日から起算して 5 年を経過しない者 (第  
8 号において「暴力団員等」という。)

営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその  
法定代理人 (法定代理人が法人である場合においては、その役員  
を含む。) が前各号のいずれかに該当するもの

法人であって、その業務を行う役員のうち第 1 号から第 5 号  
までのいずれかに該当する者があるもの

暴力団員等がその事業活動を支配する者 」

1 号を加える。

申請者が法人であるときは、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

様式第 2 号中 「 ホテル営業 旅館営業  
簡易宿所営業 下宿営業 」 を

「 旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業 」 に、

「 旅館業法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を  
終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過  
していない者

旅館業営業の許可を取り消され、取消しの日から起算して 3 年を経過  
していない者

法人の場合であって役員に上記に該当する者があるもの 」

「 有 (旅館業法第 3 条第 2 項第 号該当)

参考

旅館業法第 3 条第 2 項 (抜粋)

成年被後見人又は被保佐人

破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基  
づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、  
又は執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過し  
ていない者

第 8 条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算し  
て 3 年を経過していない者

に改め、同様式注第 2 項中「定

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法

律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者(第8号において「暴力団員等」という。)

営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの

法人であって、その業務を行う役員のうち第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの

暴力団員等がその事業活動を支配する者」

款」の次に「若しくは寄附行為」を加える。

様式第3号中 「 ホテル営業 旅館営業  
簡易宿所営業 下宿営業 」 を

「 旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業 」 に、

「 旅館業法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 を

旅館業営業の許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者 」

「 有 (旅館業法第3条第2項第 号該当)

参考

旅館業法第3条第2項(抜粋)

成年被後見人又は被保佐人

破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者

に改める。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者(第8号において「暴力団員等」という。)

営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの

法人であって、その業務を行う役員のうち第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの

暴力団員等がその事業活動を支配する者」

様式第4号及び様式第5号中

「 ホテル営業 旅館営業  
簡易宿所営業 下宿営業 」 を

「 旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業 」 に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市旅館業法施行細則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。